

## ○工学院大学大学院再入学規程

(目的)

第1条 この規程は、工学院大学大学院学則第37条に基づき、再入学に関して必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学を出願できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本大学院を退学した者(大学院学則第38条の懲戒処分による退学は除く。)

(2) 大学院学則第39条第1号により本大学院を除籍になった者

(3) 大学院学則第39条第3号により本大学院を除籍になった者

2 再入学を出願できる期間は、退学または除籍した年度の翌年度から起算して4年以内とする。また、再入学を出願する者は退学または除籍前の在学期間を算入して通算で修士課程は4年以内、博士後期課程は6年以内に修了の見込みがある者とする。

3 除籍された者が出願する場合には、再度除籍を受けることのないようにする旨の誓約書を本人および保証人連署のうえ、提出しなければならない。誓約に違背した場合は再除籍とし、再び入学することは認められない。

(出願できる専攻)

第2条の2 再入学を出願できる専攻は、原則として退学または除籍前と同一の専攻とする。

2 改組等により当該専攻が存在しない場合は、退学または除籍前と同等分野の専攻がある場合に限り出願することができる。

(入学時期および出願期間)

第3条 再入学の入学時期は、学年の始めとし、出願期間は次のとおりとする。

2月1日～2月15日(10月入学者は7月1日～7月15日)

(出願手続)

第4条 再入学を志願する者は、保証人連署の所定の再入学願に健康診断書および選考料(出願時に適用されている本学卒業生・修了生の大学院入学検定料と同額)を添えて教務課に提出する。

(選考および入学許可)

第5条 再入学を出願した者に対する選考(審査)は、当該専攻が面接し、また必要に応じて試験等により行う。再入学許可は大学院委員会の意見を聴いて、学長が決定する。

(入学手続)

第6条 再入学を許可された者は、指定した期日までに再入学金および学費を納入すると共に本学が指定した書類を教務課へ提出しなければならない。指定の期日までにこれらの手続きを完了しない場合は再入学の許可を取り消す。

(納入金)

第7条 再入学者の納入金は、次のとおりとする。

(1) 再入学金(再入学した年度に適用する本学卒業生・修了生の入学金の半額)

(2) 学費(再入学した専攻、年度に適用する学費)

(再入学後の在学期間および既修得単位の取扱い)

第8条 再入学者の在学すべき年数および既修得単位の取り扱いについては、大学院委員会の意見を聴いて、学長が定める。

(適用学則等)

第9条 再入学者には、再入学した年度の学則および諸規程が適用される。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、学長が大学院委員会に意見を聴いて行う。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う改廃表記の変更。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 学校教育法改正に伴う表記の変更。